

社会基盤情報標準化委員会協力会員規約

(目的)

第1条 本規約は、社会基盤情報標準化委員会（以下、「委員会」という。）が定める「社会基盤情報標準化委員会規約」第8条に従い、協力会員についての詳細を定める。

(権利及び義務)

- 第2条 協力会員は、委員会の事業目的の遂行を支援するために作業を分担するとともに、別に定める会費を負担する。
- 2 協力会員は、委員会の事業成果の利用について一定の優遇を得られるほか、委員会が実施する各種の調査研究活動等に参画することが出来る。
 - 3 協力会員は、原則として年1回程度開催される報告会に参加し、委員会の活動状況等の報告を受けることができる。
 - 4 協力会員は、本規約を遵守するほか、別に定める「社会基盤情報標準化委員会規約」を遵守するものとする。

(入会)

- 第3条 協力会員として参加を希望する企業は、委員会事務局に協力会員入会申込書を提出するものとする。
- 2 小委員会委員長は、申込企業の小委員会への参加を承認する。
 - 3 入会申込の詳細は別に定める。

(退会)

第4条 協力会員で退会しようとするものは、本委員会事務局に退会届を提出しなければならない。

附 則

この規約は、平成12年10月4日から施行する。

平成21年7月1日改訂 （委員会名称変更のため）